

奈良会場

2020年度成年後見人材育成研修 開催要綱

成年後見人材育成研修(委託研修)(以下、「委託研修」)は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日 時**
- | | | | |
|-----|-------|-----------|--------|
| 1日目 | 2020年 | 7月 4日(土) | 9時～17時 |
| 2日目 | 2020年 | 7月 25日(土) | 9時～17時 |
| 3日目 | 2020年 | 8月 16日(日) | 9時～17時 |
| 4日目 | 2020年 | 9月 5日(土) | 9時～17時 |

※ ぱあとなあ和歌山へ名簿登録を希望する方は、和歌山県社会福祉士会が主催する「名簿登録研修」の受講が必要です。

※名簿登録研修の開催日程、会場等は決まり次第お知らせします。

(和歌山市内、1日間6時間を予定)

※名簿登録研修の受講料は10,000円です。

- 3. 会 場** 奈良県社会福祉総合センター 3階 第一・二会議室(橿原市大久保町320番地11)
(最寄駅)近鉄橿原線「畝傍御領駅前」駅 北東へ徒歩3分

4. カリキュラム(予定) 別紙参照

- (1) 講義・演習等: 4日間 23時間
- (2) 事前課題: 指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

- 5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。
- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

- 6. 受講要件** 次の要件すべてを満たす者
- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅲを修了している者
 - (3) 研修修了後権利擁護センターぱあとなあに名簿登録し、受任できる者
→修了後は後見活動を行う旨所属機関にあらかじめ了解を得ておいてください。
 - (4) 都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者
 - (5) カリキュラムの全課程を出席できる者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

奈良県社会福祉士会会員 20名

近畿圏社会福祉士会会員 5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 50,000円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

※一端納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。

※「名簿登録研修（主催：和歌山県社会福祉士会）」の受講料を含みません。

9. 申込 別紙申込書と受講誓約書、および受講志望動機（別途400文字程度任意の用紙に記載）を下記申込先まで郵便またはFAXにてお申込ください。

（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

（一社）和歌山県社会福祉士会 事務局 宛

①郵 送：〒640-8319 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛 6階

②FAX：073-499-4529

※FAX申込の場合はくれぐれも番号に間違いのないようお願い致します。

◎申込締切日 **令和2年4月30日（木）** ※郵便は消印有効、FAXは必着

10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

②他県社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、申込者の所属する社会福祉士会が受講者を推薦し、主管社会福祉士会が決定します。

11. 受講可否の連絡等

・受講可否は、5月下旬頃に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

・面接授業の出席が100%であること

・事前課題を提出すること

・修了評価で一定の水準を満たすこと

13. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. 主催 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター

主管 一般社団法人奈良県社会福祉士会

〒634-0061 橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉総合センター5階

TEL 0744-48-0722

FAX 0744-48-0723